

税逃れ対策強化

企業・富裕層の海外所得

政府・与党

11/28

政府・与党は2017年度税制改正で企業や富裕層の国際的な課税逃れを防ぐ対策を強化する。事業実態のない海外子会社が得た配当や知的財産などの所得は原則、日本の所得に合算して日本の税率で税を課す。富裕層の過度な節税を防ぐ対策を強化する。

法人税率などが低い租税回避地(タックスヘイブン)を利用した企業やブランケットを利用した企業や事業実態のない海外子会社が得た配当や知的財産などの所得は原則、日本の所得に合算して日本の税率で税を課す。現在は法人税率が20%未満の国に事業実態のないペーパーカンパニーがあると、親会社や個人の所得に合算し日本で課税している。

20%未満の税率基準を

法人税率などが高い租税回避地(タックスヘイブン)を利用した企業や事業実態のない海外子会社が得た配当や知的財産、ロイヤルティーといつた所得は日本の税率で課税する。

出資比率の基準の見直しも検討する。現在は企業や個人が海外の会社の過度な節税を防ぐため、海外資産に課す相続税見直しにも踏み切る。

出資比率が50%未満でも実質的な所有者かどうかを判断し、課税できるよう17年度にも見直す。相続税は海外資産も課されないと課税できない。

相続人が海外に住所を移してから5年超たって被相続人が亡くなると税がかからない。海外の居住が10年以内の人は海外資産にも相続税をかけるようになる。